

新生児の 聴覚検査費用を 助成します



聴覚検査を 受けましょう

生まれつき耳の聞こえにくさがある赤ちゃんは、およそ1,000人に1~2人とされています。その場合には、早く発見し、早くからコミュニケーションを取る練習をすることが、赤ちゃんの言葉の成長のためにとても大切です。須恵町では、赤ちゃんの聴覚検査費用の一部助成を実施しますので、ぜひご受診ください。

対象

次のすべてに該当する赤ちゃんの保護者

- 令和6年4月1日以降生まれ
- 新生児聴覚検査実施日に須恵町に住民票がある
- 検査日が生後28日以内

助成金額

上限 **5,000** 円

上限を超えた分の費用は、自己負担になりますので
ご了承ください。

助成方法

□委託医療機関で検査を受ける場合

★申請は不要です。

委託医療機関

- 権丈産婦人科医院(志免町)
- 筑紫クリニック(志免町)
- 山崎産婦人科小児科医院(宇美町)
- ゆいレディースクリニック(粕屋町)

検査費用から助成金額が差し引かれます。
助成金額を超えた場合は、自己負担となります。
差額を医療機関にお支払いください。

対象検査

下記いずれかの方法による初回検査及び
初回検査で要検査となったときに受ける確認検査

- 自動ABRまたはABR（自動聴性脳幹反応検査）
- OAE（耳音響放射検査）

□委託医療機関以外で検査を受ける場合

★検査後、申請が必要です。
領収書・明細書を保管してください。

一度、全額自己負担していただき
後日、払い戻しの申請を行ってください。

申請期限 検査日から1年以内

申請窓口 須恵町役場 こども家庭課

必要書類

- 助成申請書(出生届の際にお渡しします)
- 検査の領収書及び診療明細書の写し
- 検査結果の写し(母子手帳の結果記入欄など)